

引き続き お知らせ

下水道受益者負担金・分担金の納期

9月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期限

○旧東予市・丹原町賦課分  
第1期 10月2日(月)

■問合せ

東予総合支所下水道課  
下水道係 (内線211)

年金の現況届、免除・学生納付特例のお知らせ

【誕生月の現況届について】

年金を受給するには、毎年1回、誕生月に現況届を提出する必要がありますが、平成18年12月から住民基本台帳ネットワークを活用して現況確認を行うことになりましたので、今年の12月に誕生日を迎える方から現況届の提出が原則不要となります。

ただし、加給年金受給者は生計維持確認届、障害年金有期認定者は診断書の届出が必要です。提出が必要な届出は

社会保険業務センターから送付されます。

【免除・学生納付特例の申請受付を延長します】

保険料の免除と学生納付特例の申請について、次の対象期間の受付を平成18年10月まで延長します。申請の受付は社会保険事務所もしくは市役所担当課で行っています。

■受付延長の対象期間

○免除：平成16年度(平成17年4月～6月)、平成17年度(平成17年7月～平成18年6月)

○学生納付特例：平成17年度(平成17年4月～平成18年3月)

【問合せ】

○新居浜社会保険事務所

TEL 0897-35-1300

○市庁舎本館市民課

年金係 (内線2437)

○東予総合支所市民生活課

市民保険係 (内線153)

○丹原総合支所市民生活課

市民保険係 (内線208)

○小松総合支所市民生活課

市民保険係 (内線133)

国民年金  
保険料の納付は  
口座振替が  
便利です！



下水道 きれいな未来 つくる道



9月10日は下水道の日

●1日も早く下水道への接続を！

現在、市では約5万8,000人の方が下水道を利用できますが、その利用率は約88%（約5万1,000人）で、まだ下水道に未接続の家屋が多くみられます。

下水道が使えるようになった区域の皆さんが下水道に接続することで、初めて地域一帯の生活環境の改善が進み、下水道整備の効果が現れてきます。

下水道が使えるようになった区域で、まだ未接続のご家庭は、1日も早く接続してください。

●接続工事は必ず市の指定工事店で

下水道への接続工事は、衛生上とても大切な工事のため、市の指定工事店でなければ行えません。指定工事店以外での工事は無資格工事となり、工事のやり直しや過料（違反に対する金銭）を科せられる場合があります。

◆融資あっせん制度をご利用ください。

市では、下水道への接続工事をする際、30万～40万円を限度額（工事内容で異なります）とする、工事資金の融資あっせんを行っています。

●下水道は正しく使用しましょう

下水道に残飯や油などを流し込むと、下水管や処理施設の故障の原因になるばかりか、維持管理費の増大にもつながります。

残飯などは排水口に網などを付けて取り除き、油は紙でふき取るようにしてください。また月1回程度、汚水ます内に付着している油やごみを取り除くだけで、故障などを予防できます。



下水道相談所を開設します

下水道への接続方法や融資制度など、下水道についての相談に市の下水道担当職員がお答えします。

◆日時・場所

○水見公民館（水見乙1120-2） 9月12日(火) 10時～12時

○禎瑞公民館（禎瑞1829） 9月12日(火) 14時～16時

下水道いろいろコンクール作品募集

下水道をテーマにした作品を募集します。各部門の中から、国土交通大臣賞などの作品が選ばれます。

◆募集部門・対象

○絵画・ポスター、作文、書道、新聞：小・中学生対象

○標語：資格制限なし

◆応募期限 11月2日(木)必着

※作品は下水道担当課が取りまとめ主権者へ送付します。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

◆主催 (社)日本下水道協会、(株)日本水道新聞社

お問い合わせ先

○市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係 内線2823

○東予総合支所下水道課 下水道係 内線211